## 子育て 2月 支援センター情報

開館時間 9：00～11：30
13：00～16：00

すみれひろば（四日町 234-1）
☎ 055-949-0823

たんぽぽひろば（三福 295-1）
☎ 0558-76-6006

問 市役所保健福祉・こども・子育て相談センター
☎ 0558-76-8008

| | |
|---|---|
| 3日（金） | すみれ 節分 10：30～11：15<br>たんぽぽ 節分の集い 11：00～11：20 |
| 6日（月） | たんぽぽ 栄養士講演会 10：30～11：15 |
| 8日（水） | すみれ リズム遊び 10：30～11：00<br>たんぽぽ 親子体操教室 10：15～11：15 |
| 13日(月) | たんぽぽ 育児相談 |
| 14日(火) | すみれ おはなし会 10：30～10：45 |
| 16日(木) | たんぽぽ 発達相談 10：00～11：30<br>たんぽぽ 制作 10：00～11：15 |
| 17日(金) | たんぽぽ 制作 10：00～11：15 |
| 21日(火) | すみれ 制作 10：00～11：15 |
| 22日(水) | すみれ 制作 10：00～11：15 |
| 24日(金) | すみれ 誕生日会 2月生まれ、要予約 10：30～11：00<br>たんぽぽ 誕生日会 2月生まれ、要予約 10：30～10：50 |
| 28日(火) | すみれ 身体測定<br>たんぽぽ おはなし会 11：00～11：20 |

※27日（月）11：00～11：30はFMいずのくに（87.7MHz）で、支援センターの紹介をします。

### 土曜開館日

すみれ 4日（土）・18日（土）
たんぽぽ 25日（土）

振替休館日 土曜開館の翌月曜日は休館となります

すみれ 6日（月）・20日（月）
たんぽぽ 27日（月）

小さな紙も資源です

## 燃やせるごみに入れていませんか？

燃やせるごみの中に、分別できる紙ごみが多く見受けられます。ハガキやカレンダー、お歳暮の包装紙など、小さな紙も貴重な資源です。かみの日の「その他の紙」へ分別しましょう。

**その他の紙の例**／菓子やティッシュなどの紙箱、ラップの芯、メモ用紙や名刺、封筒

問 市役所廃棄物対策課 ☎ 055-949-6805

## 伊豆の国外国語ガイドの会 英語ボランティアガイド募集

年齢性別は不問。研修でガイドのスキルや歴史を学習できます。

**募集人員** 10人程度
**活動日** 毎週末、祝祭日
**応募条件** ①月に1回以上ガイドができること ②メールかラインで連絡がとれること ③全4回の研修会に参加できること（4月以降を予定）
**方** 電話またはメールで申し込みください。
**問** 市役所観光課
☎ 055（948）1480
Eメール kankou@city.izunokuni.shizuoka.jp

# 相談

## 障がい者相談会

障がい別に相談に応じます。気軽にご相談ください。（無料、予約不要）

**時** 2月17日（金）9時30分～12時
**所** 韮山福祉・保健センター
**相談員** ▼身体：前田成昭、柿島かの子 ▼知的：水野文香 ▼精神：森野功
**問** 市役所障がい福祉課
☎ 0558（76）8007

## 巡回交通事故相談

県交通事故相談所の相談員が、交通事故に関するさまざまな相談に応じます。（相談無料、要予約）

**時** 2月22日（水）10時～15時
**所** 伊豆長岡庁舎 小会議室
**方** 電話で申し込みください。
**問** 市役所地域づくり推進課
☎ 055（948）1412

## 出張！健康よろず相談

血圧測定と「塩のとりかたチェック」「塩の味覚検査」を行います。来庁のついでに検査をしてみましょう。相談にも応じます。

**時** 2月27日（月）9時～11時
**所** 伊豆長岡庁舎 玄関入って左側
**対** 20歳以上の人
**問** 市役所健康づくり課
☎ 055（949）6820

市長・市議会議員選挙の

## 選挙公営制度の対象を拡大します

問 伊豆の国市選挙管理委員会（市役所総務課内）
☎ 055-948-1411

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、国または地方公共団体がその費用を負担して選挙運動を行ったり、候補者の行う選挙運動の費用を負担する制度のことです。

市では、平成28年市議会12月定例会において、「伊豆の国市議会議員及び伊豆の国市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」が議員提案により発議され、可決されました。これにより、これまでの選挙公営制度の種類を拡大し、4月16日（日）に投票される市長・市議会議員選挙から適用することになりました。手続きの方法などについては、3月に予定されている立候補予定者説明会で説明します。

### ○新たに対象となる選挙公営制度

| 種類 | 候補者1人あたりの公費負担上限額 |
|---|---|
| 選挙運動用ポスター作成費用 | 136,800円 |
| 選挙運動用自動車費用（借上料・燃料代） | 163,520円 |
| 選挙運動用ビラ作成費用（市長選挙候補者のみ対象） | 120,160円 |

### ○市が既に実施している選挙公営制度

- ポスター掲示場の設置
- 選挙公報の発行
- 通常はがきの交付
- 演説会の公営施設使用

## 要介護認定者等の障害者控除とおむつ代の医療費控除

問 市役所長寿福祉課
☎ 0558-76-8009

### 【要介護認定者の障害者控除】

65歳以上で、市から介護保険の要介護認定を受けている人の場合、「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際に提示することで、所得税や市・県民税の障害者控除や特別障害者控除を受けられる場合があります。（要支援1・2の人は対象外です）

※平成28年12月31日現在の要介護認定の状況によります。

**交付申請（共通）**
＜窓口＞長寿福祉課（大仁庁舎）
＜持ち物＞
申請者本人を確認できる書類（申請者が本人、またはその同一世帯で生計を一にする親族以外の場合は、委任状が必要です）、申請者の印鑑

### 【おむつ代の医療費控除】

確定申告の際、おむつ代が医療費控除として認められるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、介護保険の要介護認定者で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合には、市が発行する「おむつ代医療費控除用医師意見書確認書」があれば、医療費控除の対象として認められる場合があります。

※要介護1～3の人は対象外の場合があります。
※希望する人はあらかじめご相談ください。
※おむつの購入代金について補助するものではありませんのでご注意ください。